

令和7年度
第1回福島県森林審議会議事録

日時:令和7年4月23日(水)

場所:杉妻会館 4階 牡丹

福島県農林水産部

森林計画課

令和 7 年度第 1 回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和 7 年 4 月 2 3 日（水） 1 3 時 3 0 分～1 4 時 3 0 分

2 場 所 福島市 （ 杉妻会館 4 階 牡丹 ）

3 出席者

（委 員）

五十嵐乃里枝委員、古関恵子委員、今野万里子委員、白岩和子委員、
鈴木清延委員、鈴木謙司郎委員、関奈央子委員、高木鉄哉委員
田子英司委員、豊田新一委員、藤野正也委員、村越のぞみ委員

（以上 1 2 名）

（福島県）

農林水産部長、農林水産部次長（森林林業担当）、農林企画課企画主幹兼副課長、
森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長、
県北農林事務所森林林業部長、県中農林事務所森林林業部長、
県南農林事務所森林林業部長、会津農林事務所森林林業部長、
南会津農林事務所森林林業部長、相双農林事務所森林林業部長、
いわき農林事務所森林林業部長、林業研究センター所長

（以上 1 5 名）

4 議 事

（1）【議案第 1 号】

令和 8 年度以降の福島県森林環境税の在り方について

5 その他

（1）連絡事項

6 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

司会 森林計画課総括主幹 (野崎総括主幹)	本日は大変お忙しい中、福島県森林審議会に御出席頂きありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第1回福島県森林審議会を始めさせていただきます。 私は本日の進行役を務めさせていただきます、森林計画課総括主幹の野崎と申します。よろしくお願いいたします。 開催に先立ちまして、御連絡いたします。 本審議会は森林法に基づき設置されており、附属機関等の会議の公開に関する指針により、会場に傍聴席を設け、県民の皆様に公開することとなっておりますので、御了承願います。 傍聴者の皆様へお願いします。傍聴にあたりましては、お配りしております傍聴にあたっての留意事項のとおりとなっておりますので、御協力よろしくお願いいたします。 それでは、ただいまより福島県森林審議会を開催いたします。 はじめに、藤野会長より御挨拶をお願いいたします、
会長あいさつ (藤野会長)	委員の皆様におかれましては、お忙しい中、令和7年度第1回福島県森林審議会にお越しくださいまして誠にありがとうございます。 さて、当審議会は、昨年10月に知事より「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について」諮問を受けてから、これまで3回の審議を重ね、前回2月に開催いたしました、第4回審議会において中間取りまとめを県に提出したところです。 本日は県から福島県地方税制等検討会の検討結果について説明を受けた後に、「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について」の答申内容を審議してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
司会 (野崎総括主幹)	ありがとうございました。 続きまして、農林水産部長から挨拶を申し上げます。
農林水産部長あいさつ 農林水産部長 (沖野部長)	農林水産部長の沖野でございます。 令和7年度第1回福島県森林審議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、審議会に御出席頂き誠にありがとうございます。 また日頃より、本県の森林林業行政の推進に多大な御支援、

司会 (野崎総括主幹)	御協力を賜り、深く感謝申し上げます。 さて、平成18年度に開始しました福島県森林環境税は今年度が現条例による課税期間の最終年度であります。引き続き、県民の皆様にご負担頂いている税を有効に活用させていただきながら、水源区域等の森林環境の保全や、森林林業への理解促進、森林づくり意識醸成等に向けて、力を緩めることなく、各種施策に取り組んでまいります。 また、令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方については、昨年度から当審議会において御検討頂いており、本年2月には当審議会から県へ中間取りまとめを御提出頂いているところです。本日はこの中間取りまとめをもとに、福島県地方税制等検討会から県へ提出された報告書の内容を御報告するとともに、答申の内容を御審議頂くこととしております。委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 沖野農林水産部長は所用により、ここで退席させていただきます。 それではお手元の資料の御確認をお願いいたします。 本日の審議会の資料は、上から次第、出席者名簿、座席表、配布資料一覧表、森林審議会委員名簿、新旧対照表、資料1、資料2、資料3、参考1となっておりますが、リモート出席の委員の皆様も含めて資料はおそろいでしょうか。なお、県側の出席者でございますが、出席者名簿の右側の欄のとおりでございますので御確認ください。 それでは、次に次第4の委員の出席状況について御報告させていただきます。2枚目の福島県森林審議会出席者名等を御覧ください。リモートにて御参加頂いている委員の方は、出席者名簿の氏名の下に下線を引いてございます。また、本日、阿部恵利子委員、遠藤忠一委員、宮田秀利委員の3名の委員からは欠席の御報告を頂いております。 以上、委員総数 15 名のところ 12 名の出席となっており、福島県森林審議会規定第4条に定める委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は有効に成立していることを御報告いたします。
------------------------	---

議長 (藤野会長)	それでは、次第5の議事に移らせていただきます。 福島県森林審議会規定第5条により、会長が議長となることから、藤野会長に議事進行をお願いいたします。 それでは藤野会長、よろしくお願いいたします。
議長 (藤野会長)	委員の皆様の御協力をお願いいたします。 はじめに、審議会規定第7条第2項により、議事録署名人を2名指名いたします。鈴木清延委員と豊田新一委員によりお願いいたします。 それでは、議事の一つ目、令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について、事務局から説明願います。
森林計画課主幹 (眞壁主幹)	森林計画課の眞壁です。よろしくお願いいたします。 それでは令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方につきまして御説明いたします。 はじめに資料3を御覧ください。 令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方検討スケジュールとなっております。前回の審議会開催から本日までの検討状況について御説明させていただきます。 「森林審議会の検討」を御覧ください。前回2月6日の令和6年度第4回森林審議会において、県民意見公募(パブリックコメント)の意見を踏まえて御審議を頂き、中間取りまとめ(答申(案))を県に御提出頂きました。 「福島県地方税制等検討会」を御覧ください。 2月13日に開催されました第2回地方税制等検討会において、森林審議会の中間取りまとめを基に、税制面での在り方が検討されました。 そして、3月28日に「福島県森林環境税に関する検討報告書」が税制等検討会から県へ提出されております。 続きまして、資料2を御覧ください。 こちらが福島県地方税制等検討会から3月28日に県へ提出された報告書です。主な部分を読み上げさせていただきます。 2ページをお開きください。 主な論点についての検討結果についてです。

	(1) 課税方式、(2) 納税義務者、(3) 徴収方法、(4) 税率、(5) 課税期間までの5項目について検討されました。そのうち(1) 課税方式から(3) 徴収方法の3項目については、下の「検討内容」に記載があるとおり、他県の状況と比較しながら検討がなされ、3ページにあるとおり「現行制度を継続することが適当と考える」との意見を頂きました。 続いて(4) 税率については、こちらも他県の状況との比較や、国の森林環境税が令和6年度から課税開始されたことを踏まえた検討がなされ、4ページにあるとおり「現行制度を継続することが適当と考える」との意見を頂きました。また、ただし書きとしまして、「各市町村の事業計画や、森林環境譲与税の執行状況などを踏まえ、適宜財政需要を検証するとともに、各市町村の意見を広く聴取しながら、必要に応じて事業内容の見直しも検討されたい。」との御意見も頂いております。このただし書きは5年前に在り方検討を行った際に、地方税制等検討会から同様の意見が付されておりました。 続いて(5)の課税期間につきましては、こちらも他県の状況や、森林審議会の中間取りまとめでお示し頂いた期間等を基に検討がなされ、検討結果に記載のとおり「課税期間を令和8年度から令和12年度までの5年間と定めることが適当と考える。ただし、市町村の意見を広く聴取しながら、必要に応じて次期計画期間の途中における、計画期間の見直しも検討されたい。」との意見を頂いております。なお、こちらのただし書きも5年前の検討時と同様の意見が付されております。 続いて、その他の検討結果ですが、(1) 周知・広報については、5ページの検討結果に記載のとおり「国税と県税の使途のすみ分け及び森林環境税を活用した独自財源による取組の必要性について、更なる県民の理解が得られるよう周知・広報の拡充を検討されたい。また、福島県森林環境税条例の改正においては、市町村への速やかな情報提供を検討されたい。」との御意見を頂きました。また以下の「市町村への速やかな情報提供」に関して少し補足させていただきたいと思います。納税の窓口となる各市町村が、納税義務者からの問合せ等に適切に対応できるような情報提供が必要との意味での付された御意見となっています。 続いて、(2) 税の名称について、国税の森林環境譲与税によ
--	---

る施策との差別化といった面からも、検討結果に記載のとおり、「本検討会としては、税の名称変更を検討することが適当と考える」との御意見を頂いております。

最後に(3)その他として、「森林整備における税の使途を、国と県で明確に区分することが困難な場合については、難しいかもしれないが、国と県が共同で整備を行うと整理するなど、使途を区分しないほうが納税者にとって分かりやすい」、「国の譲与税との役割分担については、一定の整理は必要であるが、予算を適正かつ効率的に執行することも大事であり、役割分担の整理に厳しくとられ過ぎるのもよくない」との助言がなされたところで

す。

以上が福島県税制等検討会による検討報告書の内容となります。この報告結果を受けまして、本日は森林審議会の答申(案)を再度御審議頂くこととなりますが、事務局としては、2月の審議会に取りまとめていただいております中間取りまとめの内容を大きく変えず、本日、資料1の答申(案)をお示しさせていただいております。

資料1を御覧ください。合わせまして、新旧対照表もお手元に御準備願います。今ほど、内容を大きく変えずにとお話ししましたが、事前に会長から頂いた御意見等を基に一部微修正しておりますので、修正した箇所を御説明させていただきます。

新旧対照表を御覧ください。表の右側が修正前の内容で左側が修正後の内容となっております。朱書きの箇所が修正した箇所となっております。1箇所目は、第3の次期対策にあたっての基本的な考え方の2、国の森林環境税及び森林環境譲与税の役割の部分になります。なお、答申(案)では、13ページに当たります。「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の記載の後に括弧書きで「以下、法律という」という文言を入れておりましたが、こちらを削除させていただきたいと思います。関連しまして、2箇所目の修正となりますが、第4の福島県森林環境税を活用した次期対策の提案の3、森林環境譲与税との役割分担の部分となります。答申(案)では、17ページになります。当初の案では、「法律は、地球温暖化防止等を図るため、県や市町村における森林整備等…」といった書き出しとなっておりますが、文頭の「法律」とは、先ほどの修正箇所の「以下、法律という」という削除した部分にかかっております。森林環境税及び森林環境譲

	与税に関する法律のことを指しておりましたが、「一般の県民の方からすると分かりにくいのではないか。」、「世間一般の方は「法律」というと、法律全般をイメージしてしまう可能性があるのではないか。」といった御意見を頂戴しました。事務局でもそのとおりと考え、この部分を法律とは略さずにきちんと法律名を記載することとしております。 そのほか、この法律の中での言葉の使い方に合わせて不足していた記載、「森林の整備」となっていた箇所を「森林の整備に関する施策」と「森林整備の促進に関する施策」となっていた箇所については、「森林の整備の促進に関する施策」などに微修正しております。 最後に、4のその他に記載した、文章の〆の言葉になりますが、ほかの書きぶりと統一し「周知すること」から「周知してください」といった書きぶりに修正しております。こちらは答申(案)の18ページの部分になります。 答申(案)の文章に関しての修正は以上です。 資料1の21ページを御覧ください。答申の内容をより県民に御理解頂くために21ページから23ページに附属資料を添付しております。21ページは、令和3年度から令和7年度までの第4期対策に係る6つの施策ごとの事業実績見込額と主な取組内容を記載しております。22ページには、福島県森林環境税に関する県民等の意向調査の結果としまして、県民アンケートや、森林づくりタウンミーティング、市町村関係団体のアンケートの、主に税の継続等に関する部分を抜粋して掲載しております。23ページは、答申の概要として、主な内容をワンペーパーにまとめたものとなっています。この23ページまでを一式とし、答申の内容としてよろしいか御審議願えればと思います。御説明は以上です。
議長 (藤野会長)	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明がありましたが、御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。スケジュールでいきますと、現在のところ資料1は答申(案)となっておりますが、この後、答申ということになってまいりますので、御意見と細かい修正等も含めまして、今この場が最後のチャンスとなりますので御自由をお願いしたいと思います。オンラインの方も、挙手マークを挙げていただければ結構でございます。

今野委員 森林計画課主幹 (眞壁主幹) 森林計画課長 (鈴木課長) 今野委員 議長 (藤野会長)	今野委員お願いいたします。 1点確認をさせていただきたいのですが、森林環境税に関する検討報告書の中で、4ページのただし書きのところ、こういうところを検討されたいということで意見を頂いている部分に関しては、こちらの答申(案)に確認の上で反映されているとか、「適宜見直していく」というような文言が入っているとか、そういったものはあるのでしょうか。 計画期間の見直しの部分かと思いますが、答申(案)の中で、実施期間に触れているのは17ページの2「実施期間及び事業規模」の「令和8年度から令和12年度までの5か年間とすることが適当」というところであり、報告書の御意見は答申(案)には反映しておりません。事務局の立場としては、今後5年間見込まれる事業量等を考えた時に、税収額よりもさらに上回る事業費が必要という予測ですので、実施期間の短縮は今のところは想定せず、書き加えてはいなかったところです。 税制等検討会のほうからこのような御意見を頂いているところですが、基本的には5年間の継続が適当ということでまず御意見を頂いております。ただし書きに関しては、制度が始まった後、実施状況に応じて、状況が大きく変化した場合などに、見直しが必要な場合と認識しておりました。 課税期間もですが、その上の段のところも同じように見直しを検討されたいということで、譲与税の執行状況についても書いてあり、この2点に対しては先ほどの説明の中でも、前回の時も同様のただし書きを頂いているということだったので、何かしら反映するということが必要ではないかと思ったため、質問させていただきました。 たてつけを改めて確認させていただきたいのですが、この税制等検討会の検討報告書は誰宛てになりますか。県宛てなのか、それとも森林審議会宛てなのかで少し話が変わってくると思いますが、いかがでしょうか。
---	---

森林計画課長 (鈴木課長)	県宛てに頂いております。
議長 (藤野会長)	税制等検討会のほうで出された意見を審議会が反映しなければならないというものではないというのが1点と、もう1点はここで出された意見がこのままどこか消えるわけではなく、事務局側には伝わる形になっております。その上で、今野委員がおっしゃったように、この税制等検討会で検討された内容を、この在り方についての答申に含めるかどうか、というところになるかと思えます。それは他の委員の皆様が「税制等検討会でこのように意見されているのだから、審議会としての答申の中にも含めたほうがいいのではないか」と思われたら、この答申の中に含めるべきだと思いますので、他のみなさんの御意見もお伺いしてみようかと思えます。意見自体は、県のほうには伝わっているという上で、改めて審議会としてこの意見をここに書くかどうかということになります。 皆さんいかがでしょうか。 今野委員お願いします。
今野委員	この件についてですが、必ずしも反映していただきたいというわけではなく、意見頂いたものに関して検討頂いて、ここに反映するなり、「期間は検討する余地がある」という文言を加えるかどうかというところの話です。
議長 (藤野会長)	皆様はどう思ってるかによって反映したほうがいいか、それともこの税制等検討会のほうでこう書いてあるのだから、わざわざ審議会のほうで改めて書かなくてもいいのではないかという御意見も、あり得るだろうと。その辺りは今日初めて出てきたお話なので皆さんがどう思われてるのかというのが私も全く分からないので聞いているという状況です。
森林計画課長 (鈴木課長)	少し補足させていただきたいのですが、資料3のスケジュールを御覧いただければと思います。 このスケジュールの中に森林審議会と地方税制等検討会とそれぞれ書かせていただいておりますが、これはどのような検討を加えるか、どのような意見を出すかということで、それぞれ独立し

	た機関になります。それぞれの御意見を頂いて、県がどのようにしていくかというまとめをし、そして最後に県議会へお諮りするという流れになっております。
議長 (藤野会長)	ありがとうございます。先ほども申し上げたとおり、この審議会としての答申に含めなくても、検討会としての意見として県にはこの御意見を提出されておりますので、ここに書かれている、「検討されたい」という箇所が世の中に出ないという話ではないわけです。 先ほど、期間に関しての検討は今のところはないとおっしゃっていましたが、検討する必要があるかどうかを考えた上で、いや変えなくていいだろうという検討をされて、現在きておりますので、この文言がなくてもそのまま通りますし、その上にあります、市町村の意見を広く聞きながら事実の見直しという点も、これまで御説明のありましたとおり、適宜見直しを図ってこられているので、審議会の答申の中ではなくても、この税制検討会の御意見から、そういう行動もとられてるんじゃないかと思います。 田子委員お願いいたします。
田子委員	これは私個人的な見解になるかもしれませんが、我々審議会としては、令和8年度以降の福島県森林環境税の仕組みの部分のいろいろ検討させていただいたと思っており、この検討結果の「見直しも検討されたい」という部分については、ここに記載がありますように、状況が変わったときには、各市町村の意見を広く聴取しながら…ということだとすれば、税制等検討会からの森林環境税に関する検討報告書の文言は事務局に届いているとすれば、審議会としてあえてここに付け加えるということはしなくてもいいと考えます。
議長 (藤野会長)	分かりやすい解説をしていただきましてありがとうございます。実質的にこういうのを検討するものが、既に仕組みとしても含まれているので、そこに含まれていないものであればこの森林審議会として書くべきでしょうけれども、実際実質的にちゃんと担保されているので、加えなくてもいいという御意見かと思います。 ほか、皆さんいかがでしょうか。 では御意見の部分は十二分に県にも伝わっていると思います

	し、この文言ではなくそもそも仕組みの中に入っている部分だと思われるので、そもそも期間の変更となった際にはまた森林審議会というお話になってくるかと思います。 では、今野委員からの意見の部分に関しては特に修正するというわけではなく、県でも十分含みおいていただいて、その時々 の情勢が変わっていきますので、それをしっかりと今までこうだったからというような前例にとらわれることなく検討いただくのが良いのではないかと思います。 ほかに御意見いかがでしょうか。 高木委員お願いします。
高木委員	この県の森林環境税を含め、県の施策についてのフォローアップというのはどのようなになっているのでしょうか。フォローアップというのは、例えば、私どもの国の事業も、度々施策効果はどうだったのか、というフォローアップを求められております。常日頃から、例えば森林環境税によってどのようなできないことができた、というようなことを取りまとめて公表し、世の中にお知らせするというような仕組みは入っていたのでしょうか。
森林計画課長 (鈴木課長)	成果の公表の機会ということですが、二つあり、一つは、県の農林水産業振興計画を農林水産部で作っており、そちらに、例えば森林整備の面積や、県民の皆さんがどれだけ森林づくりに関わっていただいたかという人数を指標としまして、毎年実績を出しております。また、森林環境税の成果については、森林の未来を考える懇談会という組織を県民の皆さんから構成しており、そちらで計画の在り方や実績などを御覧頂き、御意見頂いております。
高木委員	そのような形でのことはやっているということは分かりました。 何が言いたかったかという、例えばこの期間や事業内容などをこの期間中5年間の中でも必要に応じて見直しをするなどしたほうが良いのではないかという意見があったことについて、もう少し前の段階でそういった意見があったということで、反映するとすれば、毎年フォローアップをするような仕組みというものも考えても良かったのかもしれないと今さらながら思いました。

森林計画課長 (鈴木課長)	森林の未来を考える懇談会ですが、これは森林環境税が発足される前の平成15年から様々な検討をしてきており、毎年大体2回、今回の次期検討に当たっても2回ほど検討していただいているという状況であり、毎年度計画と実績は必ず御審議頂いているという状況です。
議長 (藤野会長)	単年度に関しては、森林の未来を考える懇談会のほうで審議されておりますが、もともと、この森林環境税が1番最初にできたのは高知県ですが、高知県のほうで始まった仕組みを他の都道府県でも真似てるわけです。恐らく他の税制と違うのが、特殊な税の取り方になっているので本当にこれでいいのかと、所得税の上乗せという形をとっておりますので、禁じ手ではないですが裏技に近いということで、税の使い道をしっかりと県民に知らせるべきだろうと高知県のほうで考え、公表していくというのでできております。 例えば期間に関しては、これは単年度で見ていくというよりは長期的なスパンで見たときに、5年がいいのか10年がいいのかという話になってくると思いますが、まさにそれが知事から諮問を受けたこの「森林環境税の在り方について」というお話だったのではないかと思います。ですので、今回課題に上がってはおりませんが、期間について10年ぐらいあったほうがいいのかという話が出てくるのであれば、まさにこの森林審議会では御意見を頂くなり事務局から意見が出てくる。もしくはもっとこういう事業をやったほうがいいのかなどの意見に関しては、これまで何回か皆様からも御意見頂いてきたと思います。そのような形でこの森林審議会でも検討していくという構成になっているのかなと思います。事業の住み分けや、この事業についてはやめたほうがいいのか、というお話はこれまでの審議会の中で出てきている部分があると思います。極端に大きく変わったわけではないですが、現在動いている森林環境税の施策と、令和8年度以降の施策というのは、比較してみると、少しずつ時代に合わせてバージョンアップしてきているのだというのが分かっていただけるかと思います。 他に御意見いかがでしょうか。特になんということでしたら、こちらの資料1の答申(案)のとおりで答申させていただこうかと思えます。よろしいでしょうか。

	ありがとうございます。 本日の議題はこちらだけです。以上で議事終了となりますが、皆さんのほうから何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、本日の議事はこれにて終了させていただき、議長 の職を解かせていただきたいと思います。
司会 (野崎総括主幹)	藤野会長、ありがとうございました。 また、委員の皆様も御審議頂きありがとうございました。 それでは次第の6 その他に移らせていただきます。 (1)の連絡事項について事務局よりお願いします。
森林計画課主幹 (眞壁主幹)	事務局より3点連絡がございます。 1点目は、現地調査についてです。 今年度樹立を予定しております奥久慈地域森林計画の審議 の参考とするため、県南農林事務所管内の現地調査を7月下旬 頃に予定しております。なお、後日調査地や内容について文書 で御案内いたしますので御確認ください。 2点目は、次回の審議会の開催についてです。 令和7年度第2回福島県森林審議会は、福島県農林水産業 振興計画の中間整理案について御審議を頂くため、10月中旬 頃の開催を予定しております。この件に関しまして少し御説明を させていただきます。 福島県農林水産業振興計画は、令和4年度を初年度とし、令 和12年度を目標年度とする9か年の計画で、農林水産部では本 計画に基づいて各種施策に取り組んでおり、当審議会へも毎年 進捗状況を御報告しているところです。そのような中、国の食料・ 農業・農村基本法が改正されたことに伴いまして、本計画の根拠 となります、福島県農業・農村振興条例について改正の検討が 進められることとなりました。また、本計画が令和8年度に計画期 間の折り返しの時期を迎えることや、令和7年度に終期を迎える 第2期復興・創生期間後の対応と、社会情勢の変化を踏まえ、今 年度中間見直しを行う予定です。つきましては、5月に福島県農 林水産業振興計画の中間見直しについて、森林審議会を含む 各審議会へ諮問し、10月中旬頃に中間整理案について御審議 を頂く予定です。さらに例年御審議頂いております地域森林計

司会 (野崎総括主幹)	画の樹立についても、年内に審議会を開催し、御審議頂く予定のため、今年度も審議会を度々開催することとなり、大変恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。なお、開催日時等につきましては、後日森林審議会長から文書で御案内いたしますので、御確認ください。 3点目は、本日の議事録についてです。議事録につきましては、整理の上、御発言頂きました委員の皆様に御確認を頂き、議事録署名人の署名後、写しを全委員へお送りいたします。なお、議事録は森林計画課ホームページで公表いたしますので、御了承願います。事務局からの連絡事項は以上です。 それでは、以上をもちまして、福島県森林審議会を閉会いたします。
------------------------	---